

(3) 第三回交渉

二十一日午後二時三十分ヨリ本社ニ於テ交渉委員ハ傍聴者
二十九名ト共ニ社長ト会見先フ前田吉郎ヨリ解雇取消ニ問
スル回答ヲ求ム

社長 慎重考慮已ル乞絶対ニ復職ヲ認ムル事ハ出来ヌ又
營業所内ニ於ケル中間幹部ノ状況ニ就テハ大部分承知シテ
居ルカ一部ハ新ラシキ事実アルヲ知フタ然シ今田ノ整理ト
ハ此ノ問題ハ関連シテ居ナリ

鈴木 吉川 不正行為アル主任以下幹部ノ意思ニ基テ
人選セル以上不當解雇テアル

前田 昨日以来、吾々交渉委員ノ意ヲ多少ナリトモ汲マ
レタシ

吉川、佐藤 整理後実施ニ居ル「タイヤハ金無茶十元」
監督自身スラ理解セサル状態ナル連續ニ三時間勤務

シテ僅カ二五六分間ノ休憩ガアルト云フ殺人のタイヤ
太正運輸部長 今度、又ハハ行程勞働過重テナイ操車
係ノ未終ト交渉委員九名が誠直に更ニ公休慰休暇者等カラ
ルカラ運轉力円滑=行カナリノアアル今ノ公イハ臨時の
ハモノテ決定的ノモノナリ

社長 不備ノ矣アル事ト信スルカラ明日カラ勞働過重二ナ
チナク様スル斯ラテ引續キ抑シ問答ヲ繰リ返シタルガ打

闘ノ途ナク行詰リタル為午後五時四十分休憩
此ノ間當廳調停諒達勞働課係員ノ幹族ニ依リ會社側ハ解雇
問題並退職賜金問題ニ付幾分ノ讓歩ノ意図判明

午後六時二十分再會見翌二十二日交渉ヲ續行スル事ヲ約レ
會見ヲ了セ

二、會社側ノ態度

會社側ニ於テ之解雇案表以来極大不滿意ナル態度ヲ持ニ居